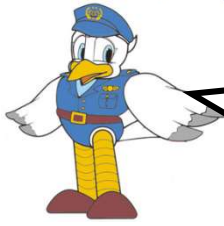


ペダルがあっても、

それ「原付」です！



電動アシスト付きの自転車と間違わないでね。

ペダル付原動機付自転車



電動アシスト自転車 (駆動補助機付自転車)



- 法律上、自転車(軽車両)に該当します。
- 一定の条件の下、歩道通行が可能です。
- 運転免許は不要です。
- 人の力を加えない限りモーターは作動せず、駆動力も制限されています。

☆ 購入(所有)する際に必要なルール

- ペダルがあっても原動機付自転車に該当します。
※定格出力や排気量によっては二輪(二種原付)に該当します。
- 保安基準を満たし、自賠責保険加入が必要です。
※保安基準とは、運行に必要な前照灯やブレーキ、後写鏡等を指します。
- ナンバープレートの表示も義務付けられます。
※自治体等への登録と、標識(ナンバー)の後面表示が必要です。

☆ 道路上で運転する際に必要なルール

- 原付以上の運転免許とヘルメット着用が必要です。
- 歩道や自転車横断帯の走行はできません。
- 二段階右折、他通行帯道路の第1通行帯走行が課せられます。

上記のほか、さらに注意すべき点として…

3つの走行パターン すべてが 原付の運転 に該当します！

①:ペダルを漕いで走行
原動機(モーター)OFF
の状態



足漕ぎやから自転車やる！

②:原動機(モーター)とペダルの併用



電動アシスト自転車と一緒にやる！

③:原動機(モーター)のみで走行



これこそ原付やね！

①も
②も
自転車と
考えた
アナタ！
違いますよ！

ペダル付原動機付自転車は、**原動機**を作動させず、**人力のみ**や併用など、いずれの走行方法でも、**原付本来の使い方**に当たるため原付の「**運転**」に見なされます！



足漕ぎの場合でも、免許やヘルメット等が必要歩道も走れません！

兵庫県警察本部交通部